

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

制 定 平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知
最終改正 令和 7 年 7 月 31 日付け 7 農産第 2125 号農産局長通知

政府による米穀の買入れ・保管・販売等は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 29 条、第 30 条、第 31 条及び第 33 条の規定に基づくものとし、その具体的な手続はこの要領の定めるところによる。

第 1 章 米穀の政府買入れ

I 国内産米穀の政府買入れ

第 1 政府買入れの対象となる米穀

1 買入れの趣旨

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、食糧法第 4 条の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に即して、国内産米穀の政府買入れを行う。

2 買入れに際しての条件

- (1) 農産局長は、次に掲げる品質要件を満たしているものを買入れれる。
 - ア 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に違反していないもの
 - イ 水分の含有率が 15.0 パーセント以下のもの
 - ウ 破袋及び包装の汚れ等、荷造りに問題がないもの
- (2) 農産局長は、政府買入れを行う際に、買入れの対象となる米穀の産年、産地、品種、等級及び数量等の条件について、その需給状況等を踏まえて、その都度決定する。

第 2 契約相手方の決定方法（会計法第 29 条の 3）

農産局長は、国内産米穀の買入契約を締結する場合にあっては、原則として会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 1 項の規定に基づき、競争入札に付して契約の相手方を決定する。ただし、同条第 4 項の規定に該当する場合にあっては、随意契約により契約の相手方を決定する。

第 3 入札参加資格者

1 資格の要件（食糧法施行規則第 18 条）

国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「売渡申込資格」という。）の要件は次のとおりとする。

(1) 申請者が法人又は個人の場合

ア 国内産米穀の前年産の出荷予定数量若しくは販売予定数量又は前々年産の米穀の出荷数量若しくは販売数量のいずれか大きい数量（以下「出荷等数量」という。）が 100 トン以上である者であ

ること。

イ 申請者（当該者が法人の場合にあつては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者（以下「役員等」という。）を含む。）が米穀の流通に関する法令^{*1}の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあつては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。

ウ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

エ 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から売渡申込資格の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から2年を経過していること。

オ 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から売渡申込資格の停止を受けている期間中の者でないこと。

(2) 申請者が農業者グループ（農業者又は農業従事者で構成される集団をいう。以下同じ。）の場合

ア 農業者グループの構成員の出荷等数量の合計が100トン以上であること。

イ 農業者グループの構成員（当該構成員が法人の場合にあつては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。以下同じ。）が米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあつては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。

ウ 農業者グループの構成員が予決令第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

エ 農業者グループの構成員が、米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から売渡申込資格の取消しを受けた者にあつては、その取消しの日から2年を経過していること。

オ 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から売渡申込資格の停止を受けている期間中の者でないこと。

2 資格審査の手続

(1) 定期審査

農産局長は、3年に1度、売渡申込資格の審査（定期審査）を行う。

(2) 受付期間

定期審査の申請は、定期審査を行う年の9月1日から10月31日まで、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課（以下「貿易業務課」

*1 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）及び食料供給困難事態対策法（令和6年法律第61号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

- という。)で受け付ける。
- (3) 申請方法
- 農産局長は、1の(1)の申請者にあつては、「売渡申込資格審査申請書」(様式1-I-1-1)及びアに掲げる添付書類を、1の(2)の申請者にあつては、「売渡申込資格審査申請書」(様式1-I-1-2)及びイに掲げる添付書類をそれぞれ提出させる。
- ア 申請者が法人又は個人の場合
- (ア) 前年産及び前々年産の国内産米穀出荷等数量(様式1-I-2)
- (イ) 営業経歴書
- (ウ) 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- (エ) 財務諸表(貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書)
- (オ) 納税証明書
- (カ) 名称等の公表に関する同意書(様式1-I-3(1))
- イ 申請者が農業者グループの場合
- (ア) 前年産及び前々年産の国内産米穀出荷等数量(様式1-I-2)
- (イ) 売渡申込資格審査申請に係る農業者グループの構成員一覧表(様式1-I-1-3)
- (ウ) 農業者グループ構成員の誓約書(様式1-I-1-4)
- (エ) 農業者グループ代表者の営業経歴書
- (オ) 農業者グループの事業概要がわかる書類
- (カ) 農業者グループ代表者の青色申告書等
- (キ) 農業者グループ代表者の名称等の公表に関する同意書(様式1-I-3-2)
- (4) 定期審査の公示の時期
- 農産局長は、3年に1度、1の資格の要件及び資格審査の申請の時期、申請方法等について、特別の事情がある場合を除き、定期審査の受付開始の1月前までに公示する。
- (5) 定期審査の公示
- 農産局長は、(4)の公示を農林水産省ホームページ(以下「省ホームページ」という。)に掲載する方法をもって公示する。
- (6) 随時審査
- 農産局長は、(1)の定期審査のほか、資格の申請のあつた際は、随時、審査を行う。この場合の手続は(3)の規定に準じる。
- 3 資格の審査及び有資格者の公表(食料安定供給特別会計事務取扱細則第52条、第54条、第55条、第56条及び第60条)
- (1) 競争参加資格審査会の承認
- 農産局長は、競争参加資格審査会(以下「審査会」という。)に申請者が1の資格の要件を満たしているかを諮る。
- (2) 有資格者の決定
- 農産局長は、(1)の審査会の結果、申請者が1の資格の要件を全て満たしていると認めるときは、当該者について、売渡申込資格を有する者(以下Iにおいて「有資格者」という。)と認める。
- (3) 資格の有効期間
- 売渡申込資格の有効期間は、定期審査により有資格者と認められた者

様式1-I-1-1(1)
(P内買-13)【売渡申込資格審査申請書(法人又は個人用)】

様式1-I-1-2
(P内買-14)【売渡申込資格審査申請書(農業者グループ用)】

様式1-I-2 (P内買-17)【年産(前年産)及び前々年産の国内産米穀出荷等数量】

様式1-I-3-1
(P内買-18)【名称等の公表に関する同意書(法人又は個人用)】

様式1-I-1-3
(P内買-15)【売渡申込資格審査申請に係る農業者グループの構成員一覧表】

様式1-I-1-4
(P内買-16)【売渡申込資格審査申請に係る誓約書】

様式1-I-3-2
(P内買-19)【名称等の公表に関する同意書(農業者グループ用)】

にあつては当年の12月1日から3年間、随時審査により有資格者と認められた者にあつては(4)の通知日から当該通知日の属する期の定期審査により有資格者と認められた者の有効期間の末日までとする。

(4) 有資格者名簿の作成及び通知

ア 農産局長は(2)により有資格者と認められた場合は、有資格者の名簿(以下Iにおいて「有資格者名簿」という。)を作成するとともに、申請者に審査結果を通知する。

なお、申請者への通知は、有資格者と認められた場合には「資格確認通知書」(様式1-I-4)により、認めなかった場合は「通知書」(様式1-I-5)により行う。

イ アの通知は、定期審査の場合は当年の12月1日まで、随時審査の場合は申請を受け付けた日から30日以内に通知する。

(5) 有資格者の公表

農産局長は、有資格者名簿を省ホームページに掲載するとともに、地方農政局長等に通知する。また、同名簿を貿易業務課に備え置くとともに、地方農政局等*2に備え置き、希望者に閲覧させる。

4 変更の届出

(1) 農産局長は、有資格者において、次に掲げる事項についての変更があつた場合は、当該有資格者から、速やかに「売渡申込資格審査申請書変更届」(様式1-I-6)により、その旨の届出をさせる。

ア 郵便番号及び住所

イ 商号又は名称及び電話番号(ファクシミリ番号を含む。)

ウ 法人又は農業者グループである場合は代表者の氏名

エ 農業者グループである場合は構成員一覧表

オ その他経営の状況等について著しい変更があつた場合には、その内容

(2) 農産局長は、(1)の届出があつたときは、内容を精査し、速やかに有資格者名簿を訂正する。

(3) 3の(5)の規定については、本項においても準用する。

5 資格の停止又は取消し

(1) 農産局長は、有資格者が政府が行う米穀の売買等に関する有資格者の法令違反等に係る処分等基準(平成26年5月16日付け26生産第558号生産局長通知(以下「処分等基準」という。))に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めるときは、当該有資格者の資格の停止又は取消しを行うことができる。

なお、農産局長は、有資格者の取消しを行うときは、審査会に諮る。

(2) 地方農政局長等は、有資格者が処分等基準に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めるときは、直ちに、農産局長に「資格取消等事由報告書」(様式1-I-7)を提出する。

(3) 農産局長は、有資格者の資格の停止又は取消しを行ったときは、「資格停止通知書」(様式1-I-8)又は「資格取消通知書」(様式1-I-9)によりその旨を当該者に通知する。

様式1-I-4 (P内買-20) 【資格確認通知書】

様式1-I-5 (P内買-21) 【通知書】

様式1-I-6 (P内買-22) 【売渡申込資格審査申請書変更届】

様式1-I-7 (P内買-23) 【資格取消等事由報告書】

様式1-I-8 (P内買-24) 【資格

*2 地方農政局等とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。

- (4) 農産局長は、有資格者の資格の停止又は取消しを行ったときは、地方農政局長等に通知するとともに、その事実、理由及び停止又は取消しを行った者の名称を省ホームページにおいて公表する。
また、資格の取消しを行ったときは、当該者を有資格者名簿から削除する。

【停止通知書】
様式 1-I-9 (P
内買-25) 【資格
取消通知書】

第4 一般競争契約による政府買入手続

1 買入数量等の決定

農産局長は、会計法第29条の3に基づく一般競争契約により政府買入れを行うときは、買入予定数量、買入対象米穀、入札実施日、現品の引渡期限等の条件を定める。

2 情報収集

(1) 安全性に関する情報の収集

ア 地方農政局長等は、1により決定した米穀の生産地域における農薬使用状況及びカドミウムなどの有害な物質の含有状況等について、安全性に影響があると懸念される場合は、都道府県及び生産者団体等に対し情報提供を要請する。

イ 地方農政局長等は、アにより提供を受けた情報において、政府が引渡しを受ける米穀（以下「引渡米穀」という。）が食品衛生上問題があるおそれがあると思料する場合には、農産局長（農産局農産政策部貿易業務課長）に対応を協議する。

(2) 新品種情報の収集

ア 地方農政局長等は、政府買入れの実施に当たり、新品種等の情報を把握するとともに、様式1-I-10により新品種情報を農産局長に報告する。

イ 農産局長は、アの情報を踏まえ、効率的な備蓄運営に資するよう「米穀の品種コード」を設定する。

【様式 1-I-10 (P
内買-26) 【〇〇
年産米穀の新品種
名等の報告書】

3 一般競争契約参加資格

一般競争契約に参加することができる者の資格は、第3の1の売渡申込資格とする。ただし、契約内容等により農産局長が別に要件を定める場合がある。

4 入札公告（予決令第74条から第76条）

農産局長（支出負担行為担当官）^{*3}は、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに、1及び3で定めた内容を省ホームページに掲載する方法をもって公告する。

ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

5 予定価格（予決令第79条及び第80条）

(1) 予定価格の作成

ア 農産局長（支出負担行為担当官）は、産年、産地、品種及び等級を一つの単位とした買入区分（以下「買入区分」という。）ごとに予定価格（単価）を定める。

*3 農産局長（支出負担行為担当官）とは、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長をいう。本要領において以下同じ。

- イ 農産局長（支出負担行為担当官）は、予定価格の作成に当たっては、直接契約に係る職員*4を関与させてはならない。
- (2) 予定価格作成後の取扱い
- ア 農産局長（支出負担行為担当官）は、(1)の予定価格を封かんの上、開札場所に置かせる。
- イ 農産局長（支出負担行為担当官）は、予定価格を厳重に取り扱い、また、これを公表しない。
- 6 入札の実施（予決令第81条）
- (1) 農産局長（支出負担行為担当官）は、電子入札又は紙入札による入札を行う。
- (2) 農産局長（支出負担行為担当官）は、4の公告に示した入札の執行の場所及び日時に入札者が立ち会わないときは、入札を執行する職員*5以外を立ち合わせ、入札事務担当者の不正行為を防止し、公正な入札の執行を図る。
- なお、電子入札により開札を行う場合は、入札を執行する職員以外の職員を立ち合わせて行う。
- 7 再度入札（予決令第82条）
- (1) 農産局長（支出負担行為担当官）は、1回目（初度）の開札の結果、買入区分ごとに予定価格以下の入札がないときは、当該買入区分の入札に参加した者のみに周知の上、再度の入札に付することができる。
- (2) 再度入札は、初度の入札の継続延長として行うため、再度入札に参加できる者は、初度の入札者に限定する。また、初度の買入条件及び予定価格の変更は行わない。
- 8 再度公告入札
- (1) 農産局長（支出負担行為担当官）は、買入区分ごとの入札者がいない場合若しくは落札者がいない場合、買入区分ごとの落札数量が買入数量に達しない場合又は落札者が契約を結ばない場合は、改めて公告した上で競争入札（以下「再度公告入札」という。）に付することができる。
- (2) 再度公告入札は、入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに省ホームページに掲載する方法をもって公告する（予決令第92条）。

第5 随意契約

- 1 随意契約により政府買入れする場合（予決令第99条の2及び3並びに会計法第29条の3第4項）
- 農産局長（支出負担行為担当官）は、次に掲げる場合は、随意契約により国内産米穀を買い入れることができる。この場合、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号。以下「特別会計法施行令」という。）第24条第1項第1号に基づき、落札数量が買入数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときに買入数量に

*4 直接契約に係る職員とは、入札に係る公告又は通知から買入契約の締結までの一連の事務に係る職員をいう。

*5 入札を執行する職員とは、国内産米穀の政府買入契約の売渡申込資格の告示から売買契約締結までの一連の事務に係らない職員をいう。

達するまで最低落札単価の制限内で契約を締結する場合を除き、最初競争に付するときに定めた引渡期限その他の条件を変更することができない。

- (1) 第3の一般競争契約で買入区分ごとの入札者がいない場合、又は再度入札若しくは再度公告入札を実施しても落札者がいない場合
- (2) 第3の一般競争契約で買入区分ごとの落札数量が買入予定数量に達しなかった場合又は落札者に契約を締結しない者があった場合
- (3) 適切かつ円滑な供給が確保できない事態において、食糧法第39条により緊急に買入れを行うことが必要な場合
- (4) その他農産局長が特に必要と認める場合

2 随意契約参加資格（食糧法施行規則第18条第2項）

農産局長（支出負担行為担当官）は、随意契約による買入れを行うときは、第3の3の(4)の有資格者名簿に登録された者を、随意契約登録者名簿に登録された者とみなして取り扱う。ただし、前項(3)及び(4)による買入れを行う場合はこの限りではない。

3 見積書の提出（予決令第99条の6）

農産局長（支出負担行為担当官）は、2の資格を有する者から買入区分ごとの単価及び数量を明らかにした見積書をなるべく2人以上の者から提出させる。

第6 落札者の決定及び通知（特別会計に関する法律施行令*6第19条）

1 落札者の決定

- (1) 農産局長（支出負担行為担当官）は、買入区分ごとに予定価格以下の入札者（見積合せを含む。この項において同じ。）のうち低価の者から買入予定数量に達するまでの者を落札者として決定する。
- (2) 落札となる同価の入札をした者が2人以上ある場合は、入札数量の多い者を先順位の落札者として決定する。
- (3) 落札となる同価及び同数量の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。
- (4) (3)の場合において、電子入札の場合は、入札者に代わって入札を執行する職員以外の職員にくじを引かせる。
- (5) (1)から(4)までの場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して買入予定数量を超えるときは、その超える数量については落札がないものとする。

2 落札結果の通知等

農産局長（支出負担行為担当官）は、前項により契約の相手方を決定したときは、その決定の日から5日以内に契約決定を当該者へ通知するとともに、契約決定した買入数量等を省ホームページに公表する。

第7 引渡倉庫別の引渡数量に関する協議・調整

地方農政局長等は、第4の一般競争契約及び第5の随意契約の結果第6により決定された者（法人の代表者又はその代理人を含む。）及び政府所有米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下この項において

*6 特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）をいう。本要領において以下同じ。

同じ。)の販売、保管、運送等の一連の業務(以下「販売等業務」という。)を実施する民間事業者(以下「受託事業者」という。)に対し、引渡倉庫ごとに、引渡米穀の数量について、協議・調整の上、決定させる。

第8 買入契約の締結

1 買入契約書の提出

農産局長(支出負担行為担当官)は、第6の2の落札結果通知に基づき、落札者から、買入契約書(別添)を2通提出させる。

2 買入契約の締結

(1) 契約内容の確認

農産局長(支出負担行為担当官)は、1により提出された買入契約書に記載された引渡米穀の数量等が、落札者の落札数量等と相違ないことを確認する。

(2) 契約の締結

農産局長(支出負担行為担当官)は、(1)の確認を行い、異論がないときは、買入契約書2通に記名押印を行い、落札者と買入契約を締結する。なお、落札者から代理人による契約締結の申出があった場合は、米穀の適正な流通の観点から問題のない代理人に限り、申出を認める。

3 買入契約書の送付

農産局長は、2の買入契約締結後、当該契約の相手方(以下「売渡人」という。)に買入契約書1通を送付する。

4 契約内容の公表

農産局長(支出負担行為担当官)は、契約を締結した場合は、「公共調達適正化について」の運用方針等について」のIの3に基づき、省ホームページにおいて当該契約結果を公表する。

第9 契約保証金

農産局長(支出負担行為担当官)は、会計法第29条の9に基づき、売渡人に対し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、売渡人が資産、信用ともに確実であり、契約保証金の納付の必要がないと認められる場合は、この限りではない。

第10 検収

1 買入検収の実施

(1) 農産局長は、買入契約に係る会計法上の検査(以下「買入検収」という。)を行うに当たり、売渡人に対し、「国内産米穀引渡申込書」(様式1-I-11)及び「引渡米穀数量等確認書」(様式1-I-12)を提出させるとともに、買入検収を農産局長が任命した検収官に行わせる(会計法第29条の11第2項)。

(2) 引渡米穀数量等確認書の作成は、売渡人又は売渡人から委託を受けた第三者が行うものとする。

(3) 検収官は、第4の1及び第5の1に定める引渡期限までに、(1)により提出された書類を確認することにより、買入検収を行う。

2 米穀の引渡し

様式1-I-11(P内買-27)【国内産米穀引渡申込書】

様式1-I-12(P内買-28)【引渡米穀数量等確認書】

- (1) 農産局長は、1の買入検収の結果、検収官が合格と判断した米穀の引渡しを受ける。
- (2) 引渡米穀の所有権及び危険負担は(1)の引渡しを受けたときに売渡人から政府に移転する。

3 買入対象外米穀の取扱い

- (1) 農産局長は、1の検収の結果、第1の2の条件を満たさなかった米穀については買入れを行わない。この場合において、当該米穀に次のア及びイに掲げる米穀が含まれる疑いが生じた場合は、それぞれに応じた対応をとる。

ア 買入契約書第2条第3項第1号の米穀

当該米穀の存在する地域を管轄する保健所へ通報するとともに、当該米穀について現品確認等の調査を行う。

イ 買入契約書第2条第3項第2号、第3号又は第4号の米穀

当該米穀について現品確認等の調査を行う。

- (2) 農産局長は、前項の現品確認の結果、(1)のア又はイに該当することが確認された場合は、買入契約書に基づき売渡人に対し必要な措置を行わせる。

第11 買入契約の解除

1 農産局長からの解除

- (1) 農産局長（支出負担行為担当官）は、売渡人が買入契約に基づく義務を履行しない場合において、農産局長（支出負担行為担当官）が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、買入契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における買入契約に基づく義務の不履行が買入契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (2) 農産局長（支出負担行為担当官）は、(1)のほか、次に掲げる場合には、直ちに買入契約の解除をすることができる。この場合において、売渡人が損害を被ることがあっても、農産局長（支出負担行為担当官）は、その責めを負わない。

ア 買入契約の全部の履行が不能であるとき。

イ 売渡人が買入契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 買入契約の一部の履行が不能である場合又は売渡人が買入契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは買入契約をした目的を達することができないとき。

エ 買入契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ買入契約をした目的を達することができない場合において、売渡人が履行をしないでその時期を経過したとき。

オ 前各号に掲げる場合のほか、売渡人が買入契約の履行をせず、農産局長（支出負担行為担当官）がその履行の催告をしても買入契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

カ 売渡人が買入契約に関して虚偽の申込み若しくは報告又は不正行為をしたとき。

キ 農産局長が売渡人の国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札参加資格を取り消したとき。

- (3) 農産局長（支出負担行為担当官）は、(1)のほか、次に掲げる場合には、直ちに買入契約の一部の解除をすることができる。この場合において、売渡人が損害を被ることがあっても、農産局長（支出負担行為担当官）は、その責めを負わない。

ア 買入契約の一部の履行が不能であるとき。

イ 売渡人が買入契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 売渡人が買入契約に関して虚偽の申込み若しくは報告又は不正行為をしたとき。

エ 農産局長が売渡人の国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札参加資格を取り消したとき。

2 農産局長からの解除の制限

農産局長（支出負担行為担当官）は、買入契約に基づく義務の不履行が農産局長（支出負担行為担当官）の責めに帰すべき事由によるものであるときは、1の規定による買入契約の全部又は一部の解除をすることができない。

3 協議による解除

農産局長（支出負担行為担当官）は、1及び2の場合のほか、諸般の事情により、買入契約に基づく義務の履行が困難と認めた場合は、売渡人と協議の上、買入契約の全部又は一部の解除をすることができる。この場合において、売渡人が損害を被ることがあっても、農産局長（支出負担行為担当官）は、その責めを負わない。

4 解除に関する調査

地方農政局長等は管轄区域内の売渡人に1から3までに該当する買入契約の解除事由が生じたと認めた場合は、その事実を十分調査の上、農産局長（支出負担行為担当官）に報告する。

第12 買入代金の支払

1 現品領収証の交付等

食料安定供給特別会計物品管理官農林水産省農産局農産政策部長（以下「農産政策部長（物品管理官）」という。）は、第10の買入検収により検収官が合格と判定した米穀の引渡しを受けたときは、「現品領収証」（様式1-I-13）を発行し、売渡人に交付する。

様式1-I-13（P内買-29~31）【現品領収証】

2 請求書の提出

農産局長（官署支出官）*7は、売渡人に、1の現品領収証を添えて引き渡した米穀に係る「請求書」（原則として、様式1-I-14）を提出させる。

様式1-I-14（P内買-32）【請求書】

3 買入代金の支払の決定

農産局長（官署支出官）は、売渡人から提出された請求書の内容を

*7 農産局長（官署支出官）とは、食料安定供給特別会計官署支出官農林水産省農産局長をいう。本要領において以下同じ。

審査の上、買入代金の支払を決定し、売渡人の指定する口座に振り込むことにより支払を完了する。

平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号

附 則

- 1 平成 23 年産国内産米穀の政府による事前買入契約に係る売渡申込資格（以下「23 年産米売渡資格」という。）の申請は、I の第 3 の 2 (1) から (4) までの規定にかかわらず、局長が別に定めるところにより受付を行うものとする。
- 2 23 年産米売渡資格に係る審査結果の通知は、I の第 3 の 3 (4) のイの規定にかかわらず、申請を受け付けた日以降速やかに行うものとする。
- 3 23 年産米売渡資格の有効期間は、I の第 3 の 3 (3) の規定にかかわらず、2 の通知日から平成 23 年 10 月 31 日までとする。
- 4 局長は、平成 23 年産国内産米穀の買入に係る入札の実施に当たっては、平成 22 年産国内産米穀の政府買入契約に係る売渡申込資格を有する者について、23 年産米売渡資格を有する者とみなすことができる。
 - 5 この要領による改正後の第 3 の 1 (1) の規定は、23 年産米売渡資格の申請から適用する。

平成 24 年 1 月 13 日付け 23 生産第 5165 号

附 則

（経過措置）

- 1 この通知による改正前の米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「旧要領」という。）の規定により農林水産省生産局長に対してした申請その他の行為は、この通知による改正後の米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「新要領」という。）の相当規定により農林水産省生産局長に対してした申請その他の行為とみなす。
- 2 平成 24 年国内産米穀の買入契約に係る売渡申込資格の有効期間であって、既に旧要領第 1 章 I 第 3 の 3 (4) の規定により当該売渡申込資格を有するものとして通知を受けた者に係るものは、同第 3 の 3 (3) の規定にかかわらず、同通知の日から平成 26 年 11 月 30 日までとする。
- 3 旧要領第 4 章第 2 の「特に限定の無い用途」に係る買受資格者については、新要領第 1 章 III 第 3 の特別売買米穀に係る買受資格者とみなす。

平成 26 年 5 月 16 日付け 26 生産第 554 号

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。ただし、契約に係る規定は、平成 26 年 7 月 1 日以降に実施される入札又は見積合せに係る契約から適用する。

（経過措置）
- 2 この通知による改正前の米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「旧要領」という。）第 1 章 I 第 3 の 3 (2)、同章 II 第 4 の 4 (3)、同章

Ⅲ第3の4(3)、第4章Ⅰ第2の3(2)又は同章Ⅱ第2の3(2)の規定により有資格者となった者は、それぞれ旧要領の規定による資格の有効期間内において、この通知による改正後の米穀買入れ・販売等に関する基本要領第1章Ⅰ第3の3(2)、同章Ⅱ第4の4(3)、同章Ⅲ第3の4(3)、第4章Ⅰ第2の3(2)又は同章Ⅱ第2の3(2)の規定により有資格者となった者とみなす。

- 3 この通知の施行前にした行為等に対する資格の停止又は取消しについては、なお従前の例による。

平成27年9月30日付け27生産第1842号

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

令和5年3月31日付け4農産第5181号

附 則

(施行期日)

この通知は、令和5年3月31日から施行する。ただし、第1章第8の1の買入契約書（別添）第10条の買入代金の支払に係る改正については、令和5年10月1日から施行する。

様式 1 - I - 1 - (1) 【第 1 章の I 第 3 の 2 (3)】

売渡申込資格審査申請書（法人又は個人用）

年 月 日までの間において、貴省で行われる国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（売渡申込資格）の審査を申請します。

なお、申請に当たり下記事項を誓約します。

記

- 1 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。
- 2 申請者（当該者が法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が、米穀の流通に関する法令*¹の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 3 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条各号のいずれか及び同令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 4 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から売渡申込資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。
- 5 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から売渡申込資格の停止を受けている期間中の者でないこと。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
F A X 番号
法人番号

* 1 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）及び食料供給困難事態対策法（令和6年法律第61号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

様式 1 - I - 1 - (2) 【第 1 章の I 第 3 の 2 (3)】

売渡申込資格審査申請書（農業者グループ用）

年 月 日までの間において、貴省で行われる国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（売渡申込資格）の審査を申請します。

なお、申請に当たり下記事項を誓約します。

記

- 1 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。
- 2 農業者グループの構成員（当該構成員が法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が、米穀の流通に関する法令*¹の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していること。
- 3 農業グループの構成員が、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条各号のいずれか及び同令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 4 農業グループの構成員が、米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から売渡申込資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から 2 年を経過していること。
- 5 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から売渡申込資格の停止を受けている期間中の者でないこと。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

（農業者グループ代表者）

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

F A X 番号

* 1 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）、飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）及び食料供給困難事態対策法（令和 6 年法律第 61 号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

様式1-I-1-1-(3)【第1章のI 第3の2(3)イ(イ)】

年 月 日

売渡申込資格審査申請に係る農業者グループの構成員一覧表

単位：トン

農業者氏名	住 所	米穀の出荷数量 又は販売数量
◎		
合 計		

- ※1 農業者氏名欄の最上段（太枠）には資格申請者（農業者グループの代表者）の氏名を記載すること。
- ※2 米穀の出荷数量又は販売数量は、年産国内産米穀の出荷予定数量若しくは販売予定数量又は前年産の米穀の出荷数量若しくは販売数量のいずれか大きい数量を記載すること。

様式 1 - I - 1 - (4) 【第 1 章の I 第 3 の 2 (3)イ(ウ)】

売渡申込資格審査申請に係る誓約書

〇〇〇〇（農業者グループの代表者）が〇月〇日に提出した売渡申込資格審査申請に係る申請書及び添付書類の記載内容については事実と相違ないこと及び□□□□（農業者グループ構成員）が政府買入契約に係る売渡申込資格の申請をするに当たり下記事項について誓約します。

記

- 1 申請者（当該者が法人の場合にあっては、役員、代理人、支配人その他使用人を使用する者を含む。）が、米穀の流通に関する法令*¹の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していること。
- 2 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条各号のいずれか及び同令第 71 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 3 米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から売渡申込資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から 2 年を経過していること。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

（農業者グループ構成員）

郵便番号

住所

氏名

電話番号

F A X 番号

* 1 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）、飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）及び食料供給困難事態対策法（令和 6 年法律第 61 号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

様式1-I-2【第1章のI 第3の2(3)ア(ア)及びイ(ア)】

年産（前年産）及び前々年産の国内産米穀出荷等数量

（単位：玄米トン）

	うるち米			もち米	合 計
	主 食 用	主食用以外	計		
年産（前年産） 国内産米穀の出荷 等数量					
前々年産国内産米 穀の出荷等数量					

- 注1 年産（前年産）国内産米穀の出荷等数量は、当該年産の出荷予定数量若しくは販売予定数量のいずれか大きい数量（出荷等数量）を記載すること。
- 2 前々年産国内産米穀の出荷等数量は、当該年産の前年に生産された米穀の出荷数量若しくは販売数量のいずれか大きい数量を記載すること。
- 3 注1に関する証拠書類として、出荷等数量が把握できる台帳又は出荷契約書等の写しを添付すること。ただし、注1の数量が100トン以上でない場合は注2に関する証拠書類も添付すること。

[参考]

前々年産国内産米穀の出荷等数量に係る内訳

（単位：玄米トン）

銘柄名						合 計
取扱数量						

- 注1 銘柄名は、申請者の出荷等数量に係る主な銘柄を取扱数量が多い順に記載すること。また、銘柄が6つ以上ある場合は、5つ目以降を、銘柄名をその他としてまとめること。
- 2 取扱数量は、前々年産国内産米穀の出荷等数量を記載すること。

様式 1 - I - 3 - (1) 【第 1 章の I 第 3 の 2 (3) ア (カ)】

名称等の公表に関する同意書（法人又は個人用）

国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（売渡申込資格）を有すると認められる者となった場合、商号又は名称、代表者氏名及び住所が公表されることに同意します。

また、国内産米穀の買入契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

さらに、売渡申込資格の停止又は取消しを受けた場合、商号又は名称、代表者氏名及び住所が公表されることに同意します。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

様式1-I-3-(2)【第1章のI 第3の2(3)ア(キ)】

名称等の公表に関する同意書（農業者グループ用）

国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（売渡申込資格）を有すると認められる者となった場合、商号又は名称、代表者氏名及び住所が公表されることに同意します。

また、国内産米穀の買入契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

さらに、売渡申込資格の停止又は取消しを受けた場合、商号又は名称、代表者氏名及び住所が公表されることに同意します。

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

（農業者グループ代表者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

番 号
年月日

資 格 確 認 通 知 書

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された国内産米穀の買入契約に係る売渡申込資格の審査について、審査の結果、売渡申込資格を有すると認めましたので通知します。

なお、住所、商号若しくは名称、代表者氏名、電話番号等連絡先に変更があった場合又は経営の状態が国内産米穀の買入契約に係る売渡申込資格審査申請書類の内容と著しく相違するに至った場合は、直ちにその旨を届け出てください。

競争参加資格者番号

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

番 号
年月日

通 知 書

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された国内産米穀の買入契約に係る売渡申込資格の審査について、
審査の結果、売渡申込資格を有すると認められませんでしたので通知します。

理由：

売渡申込資格審査申請書変更届

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

資格確認通知書の
交付年月日・番号 第 年 月 日 号

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

本様式に収まらない場合は、別紙等に記載することとし、その旨を本様式に適宜注記すること。

番 号
年月日

資 格 停 止 通 知 書

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

農林水産省農産局長

あなたは、 年 月 日付け 第 号の資格確認通知書により、有資格者として登録されましたが、下記のとおり資格停止を行うこととしたので通知します。

記

- 1 停止対象となる資格
- 2 資格停止の期間
- 3 資格停止の理由

番 号
年月日

資 格 取 消 通 知 書

住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

農林水産省農産局長

あなたは、 年 月 日付け 第
り、有資格者として登録されましたが、今回
の買入契約に係る売渡申込資格を取り消します。

号の資格確認通知書によ
の理由により、国内産米穀

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

(農林水産省農産局農産政策部貿易業務課長)

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇年産米穀の新品種名等の報告書

都道府県名 _____

1 産地品種銘柄一覧 ※に該当のない新品種名

種類		品種名
水稲	うるち米	
	もち米	
陸稲	うるち米	
	もち米	

(注) 品種名が漢字の場合は、ふりがなを付すこと。

2 変更された品種名

種類		現行品種名	新品種名
水稲	うるち米		
	もち米		
陸稲	うるち米		
	もち米		

(注) 品種名が漢字の場合は、ふりがなを付すこと。

※ 産地品種銘柄一覧とは、農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)及び農産物検査を行う産地品種銘柄について(平成21年4月6日付け20総食第1042号)に基づく当該年産に係る水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米の産地品種銘柄一覧をいう。

様式1-I-11【第1章のI 第10の1(1)】

国内産米穀引渡申込書

年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

住所 (法人にあつては、名称及
氏名 び代表者の氏名)

年産米穀売買契約(内米買契第 号)に係る下記の売渡対象米穀につき、米穀の買入・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知)の内容を承諾の上、同要領第1章のIの第10の1に基づき、引渡しを申し込みます。

記

種 類	水稻うるち玄米	産年		引渡(検収)希望日	
-----	---------	----	--	-----------	--

引渡場所			産 地	品 種	包装の 種類	量目 (kg)	数 量		数量の等級別内訳			備 考
保管業者名	倉所所在地	倉所名					個数	実kg (量目× 個数)	1等	2等	3等	
合 計												

引渡米穀数量等確認書

年 月 日

〇〇〇〇 (売渡人名) 殿

(売渡人から委託を受けた第三者等)
住 所
名称及び代表者名

貴殿が政府に引き渡すこととなる米穀の数量等について、下記のとおりであることを確認しました。

記

契約番号： 内米買契第 号

保管業者名	倉所所在地	倉所名	産年	産地	品 種	包装の 種類	量目 (kg)	数量		数量の等級別内訳			備考
								個数	実kg (量目× 個数)	1等	2等	3等	
合 計													

- ※ 1 「産年」、「産地」及び「品種」欄には、確認対象となる米穀に係る農産物検査証明書に記載された産年、産地及び品種をそれぞれ記載すること。
- ※ 2 「包装の種類」には、その種類に応じて「紙袋」又は「フレコン」を記載すること。
- ※ 3 「数量」欄には、包装の種類ごとの個数及び量目に個数を乗じた実キログラムを記載すること。
- ※ 4 「数量の等級別内訳」欄については、確認対象となる米穀に係る農産物検査証明書に記載された等級を記載すること。
- ※ 5 「備考」欄については、確認対象となる米穀に係る水分等を記載すること。

様式1-I-13の1 【第1章のI 第12の1】

現品領収証
(国内産米穀用)

年 月 日

発行No. 第 号

住所

氏名 殿

売渡申込資格者番号		契約番号	内米買契第 号
種 類	水稻うるち玄米	産 年	

引渡場所 (倉所)	産地	品種	等級	包装の種類	量目 (kg)	数量 (個)	単価 (円 /60kg)	金額 (円)	備考
計									

引渡年月日 年 月 日

上記物品を領収しました。

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長

記入上の留意事項

1. 現品領収証の各欄の記載は以下のとおりとする。なお、不要な字句は削除するものとする。

No.	記載項目	記載要領
1	発行No.	会計年度別、発行地ごとに一連番号とすること。
2	住所氏名	売渡人の名称、代表者氏名又はこれらの代理人として委任状のある者の氏名を記載する。
3	売渡申込資格者番号	売渡申込資格者番号を記載する。
4	契約番号	売買契約の契約番号を記載する。
5	引渡場所（倉所）	引渡しを受ける保管業者及び倉所名を記載する。ただし、一括して発行する場合は「別紙明細のとおり」と記載することができる。
6	種類	「水稻うるち玄米」と記載する。
7	産年	当該米穀の生産年を記載する。
8	産地	生産地都道府県名等を記載する。
9	品種	品種名を記載する。
10	包装の種類	包装入りの場合はその包装の名称を記載する。フレキシブルコンテナ入りの場合は「フレコン」と記載する。
11	量目	包装の量目（30kg、1,020kg等）を記載する。
12	等級	品位等検査の結果に基づく等級を記載する。
13	数量	包装又はフレキシブルコンテナの個数を記載する。
14	単価	売買契約書に定められる単価を記載する。
15	金額	各欄ごとに数量に単価を乗じた金額を記載する。
16	引渡年月日	検収を行った日付を記載する。

2. 検収調書の記載については、1に準ずるものとする。

3. 現品領収証の取扱い

- (1) 発行・交付前に訂正された現品領収証は無効とする。
- (2) 現品領収証の現品内訳記載欄に余白が生じた場合は、右上より斜線で抹消するものとする。
- (3) 現品領収証は1発行につき1枚とする。
- (4) 農産政策部長（物品管理官）は、現品領収証の発行・交付後に誤りを発見した場合は、原則として次のとおり処理するものとする。

イ 代金支払後の場合

新しい発行番号による現品領収証（検収調書を含む。）を新たに発行するものとする。この場合、誤りとなった現品領収証の記載事項のすべてをそのまま転記し、訂正箇所に横線2本を引き、その上段に訂正する事項を朱書きする。また、数量（個）、単価、金額の欄については、誤りの部分の下段に正しいものとの差額を記載し、当該差額については、過払いの場合は朱書き、不足払いの場合は黒書きとする。

ロ 代金支払前の場合

可及的速やかに新しい発行番号による現品領収証（検収調書を含む。）を新たに発行する。その際、誤った現品領収証は、その番号を欠番とし、無効なものとして整理する。

様式1-I-13の2 【第1章のI 第12の1】

検収調書

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官

農林水産省農産局長 殿

検収年月日 年 月 日

検収官氏名

下記物品について会計法に基づく検査（検収）を実施したところ、合格品であることを確認した。

売渡申込資格者番号及び売渡申込資格者名					
契約番号	内米買契第 号	種類	水稲うるち玄米	産 年	

引渡場所（倉所）	産地	品種	等級	包装の種類	量目 (kg)	数量 (個数又は実kg)		備考
計								

請求書
(軽減税率対象)

年 月 日

食料安定供給特別会計官署支出官
農林水産省農産局長 殿

(売渡人)
住所
名称
代表者役職
氏名
登録番号

¥ _____

上記買入代金を○内米買契第○号(現品領収証発行No.○)による備蓄米の政府売渡分として、下記の内容により請求します。

記

1 請求の内容

氏名又は名称	登録番号	金額(税抜き)		消費税 (8%)	請求金額
		(端数処理前)	(端数処理後)		

2 振込先

銀行名：
支店名：
預金種別：
口座番号：
(フリガナ)
口座名義人：

- 注 1 振込口座は、事前に債主登録が必要となります。また、口座を変更する場合は、再度、債主登録が必要となります。
- 2 添付書類として、契約書(写 2 部)を添付するものとします。ただし、契約締結時において、契約書の電子ファイルの提出があった場合は、添付の必要はありません。
- 3 適格請求書発行事業者は、登録番号を記載してください。
- 4 請求書は、一つの現品領収証に対し、一括して請求してください。

令和○年産備蓄米政府買入契約書

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と、○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、令和○年産備蓄米の政府買入に関して、下記条項及び入札仕様書（以下「仕様書」という。）により契約を締結する。

（契約の履行に関する指示監督）

第1条 乙は、本契約の履行に関し、農林水産省農産局長、国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「売渡申込資格」という。）の審査を申請する際に売渡申込資格審査申請書に記載した申請者の住所（以下「売渡申込資格者住所」という。）を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）及び地方参事官の指示監督に従うものとする。

（備蓄米及び契約金額）

第2条 本契約に基づき、甲が乙から買い入れる米穀（以下「備蓄米」という。）の種類、産年、産地、契約数量及びその契約単価は別紙のとおりとする。

2 備蓄米の仕様は、仕様書2で定める。

なお、備蓄米の区分は、仕様書3に規定しているB区分米穀の引渡申込書の提出時に確定する。

3 次に掲げる米穀は、買入の対象としない。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条又は第13条第2項若しくは第3項により販売等が禁止されている米穀
- (2) 水分の含有率（農産物検査による水分測定に準じて測定された水分の含有率を含む。以下同じ。）が15.0パーセントを超える米穀
- (3) 破袋、容器包装の汚れ等、荷造りに問題のある米穀
- (4) カビ状異物（カビ毒を含む。）の混入、水濡れ、鼠害等により、品質等に問題のある米穀
- (5) 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号。以下「遵守事項省令」という。）附則第3条第1号の作付制限区域米穀及び同条第2号の出荷制限区域米穀
- (6) 同項各号に定めるもののほか、前項で確定した区分に合致しない米穀

（契約保証金）

第3条 甲は、本契約の締結に当たっては、乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(引渡数量)

第4条 乙は、生産者又は集荷業者から、直接買い入れた又は買入れの委託を受けた備蓄米の数量に応じ、備蓄米の引渡数量を仕様書5(1)及び(2)に定める方法により算出し、同(3)に定めるところより、地域農業再生協議会が所在する区域を管轄する地方農政局長等又は地方参事官を経由して地域農業再生協議会別備蓄米生産面積等報告書(仕様書別記4)を甲に提出するものとする。

ただし、引渡数量が、地域農業再生協議会別備蓄米生産予定面積等報告書(仕様書別記3)に記載された引渡予定数量と変わらない場合又は仕様書5(1)のアのただし書に規定する場合及びイの(ア)の都道府県別作柄概況に基づく変更の場合は当該報告書の提出を省略できるものとする。

(引渡申込書の作成及び提出)

第5条 乙は、第7条による検収(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の11第2項に基づく給付の完了の確認をするために必要な検査をいう。以下同じ。)を受ける場合は、検収日の5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)の日数は算入しない。)前までに仕様書5(5)に定めるところにより、備蓄米引渡申込書(仕様書別記5-1又は別記5-2)、備蓄米の引渡数量等確認書(仕様書別記6-1又は別記6-2)及び備蓄米の政府買入れに係る容器包装の規格等の適合証明等に係る報告書(仕様書別記7。乙がその他紙袋又はフレキシブルコンテナにより備蓄米を引き渡す場合に限る。以下同じ。)に必要事項を記載の上、売渡申込資格者住所を管轄する地方農政局長等又は地方参事官を経由して、甲に提出するものとする。

なお、乙が、備蓄米引渡申込書(仕様書別記5-1又は別記5-2)、備蓄米の引渡数量等確認書(仕様書別記6-1又は別記6-2)及び備蓄米の政府買入れに係る容器包装の規格等の適合証明等に係る報告書(仕様書別記7)の提出を委任している場合は、委任された者の住所を管轄する地方農政局長等又は地方参事官を経由し、甲に提出するものとする。

(備蓄米の引渡し)

第6条 乙は、第7条による検収を受け、合格した備蓄米について、仕様書5(6)に定める場所で甲に引き渡すものとする。

2 前項の引渡しに当たり、必要な事項は仕様書5(7)で定める。

3 引渡期間は、令和○年○月○日(○)から令和○年○月○日(○)までとし、乙は、原則として、引渡期間における各月の1日、11日又は21日のいずれかの日とする。

ただし、当該日が行政機関の休日に当たる場合は行政機関の休日の翌日を引渡日とする。

なお、令和○年○月○日(○)は引渡日としない。

4 乙は、第7条による検収の結果、不合格となったものがあつた場合は、乙の負担により、その理由を踏まえ当該不合格品の手直しができるものとし、甲は、当該手直しに係る期限を定めるものとする。この場合、乙は、甲の求めに応じ、誠実に契約の履行に努めるものとする。

(検収)

- 第7条 乙は、前条第1項に定める備蓄米の引渡しに際し、検収を受けなければならない。
- 1 検収日は、前条の規定により引渡しがなされた日（以下「引渡日」という。）とする。
- 2 甲は、検収の対象となる米穀の中に、第2条第3項第1号の米穀が含まれる疑いが生じた場合は、直ちに当該米穀の存在する地域を管轄する保健所へ通報するとともに、当該米穀について現品確認等の調査を行うものとし、その結果、当該米穀が同号の米穀に該当すると認められた場合は、乙は、当該米穀を引き取るとともに、甲の立会いの下に当該米穀を廃棄するものとする。
- 3 甲は、検収の対象となる米穀の中に、第2条第3項第2号の米穀が含まれる疑いが生じた場合は、当該米穀の現品に係る水分の含有率を確認するものとし、その結果、当該米穀が同号の米穀に該当すると認められた場合は、当該米穀の引渡しを受けないものとする。
- 4 甲は、検収の対象となる米穀の中に、第2条第3項第3号又は第4号の米穀が含まれる疑いが生じた場合は、当該米穀について現品確認等の調査を行うものとし、その結果、当該米穀がこれらの号の米穀に該当すると認められた場合は、当該米穀の引渡しを受けないものとする。
- 5 乙は、甲が必要と認めた場合は検収に立ち会うものとし、必要に応じ検収に協力するものとする。
- 6 この検収に係る費用については、乙が負担するものとする。

(現品領収証の発行)

- 第8条 甲は、前条の検収に合格した備蓄米について第6条により引渡しを受けた場合は、その数量、単価及び金額を記載した現品領収証を食料安定供給特別会計物品管理官農林水産省農産局農産政策部長から乙に交付するものとする。

(所有権)

- 第9条 容器包装を含む備蓄米の所有権及び危険負担は、第7条の検収に合格し、甲が前項の規定により現品領収証を乙に交付した時点で、乙から甲に移転するものとする。

(買入代金の支払)

- 第10条 食料安定供給特別会計官署支出官農林水産省農産局長（以下「官署支出官」という。）は、乙から買入代金（次の方法により算出した消費税相当額を加えた請求金額の合計をいう。）の適法な請求書（様式1）の提出を受けた場合は、これを受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に当該代金を支払うものとする。なお、乙は、甲が適当と認めた場合は、甲との協議により決定した引渡時期ごとに甲に買入代金を請求できるものとする。

(算出方法)

契約単価×買入数量×（8÷100）＝消費税相当額（円未満切り捨て）

2 乙が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 2 条 7 の 2 に定める適格請求書発行事業者の場合、消費税法第 5 7 条の 4 に定める適格請求書により甲に買入代金を請求すること。この際、乙は、様式 1 以外の適格請求書により買入代金の請求を行う場合又は様式 1 に明細書等の書類（電子データを含む。）を添付したものを適格請求書として買入代金の請求を行う場合は、契約締結後すみやかに、甲と適格請求書について協議すること。

3 官署支出官が、前項の約定期間内に対価を支払わない場合は、乙は、約定期間の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、未払い発生日において適用される財務大臣が別途定める政府契約の支払遅延に係る遅延利息の率により計算した額を遅延利息として請求できるものとする。

なお、天災地変等のやむを得ない事由により約定期間内に支払が行われない場合は、当該事由が継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しない。

（過受金の返納）

第 11 条 乙は、買入代金の受領に関して過受金があった場合は、当該過受金相当額を遅滞なく食料安定供給特別会計歳入徴収官農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）又は官署支出官が発行する納入告知書により納付しなければならない。

（債務の履行）

第 12 条 本契約の履行に当たり、引渡しを受けた米穀の中に第 2 条に規定する買入条件と合致しない米穀（同条第 3 項第 1 号の米穀を除く。）が含まれていることにより、契約の内容に適合しないことが明らかになった場合は、甲は期限を定め、乙に米穀の交換を求めることができる。

なお、交換が必要な米穀を仕分ける費用及び交換に係る費用（運送経費、荷役費及びその他交換に要した経費を加えた額）については、乙が負担するものとする。

2 乙が前項の規定により交換する米穀は、引き渡した米穀と同等又は同等以上（新しい年産及び上位等級）の米穀とする。

3 乙は、期限までに交換に応ずることができない場合は、あらかじめその理由を書面で甲に提出するものとする。

4 乙が第 1 項の規定による交換に応ずることができない場合は、甲は、乙に対し、買入条件と合致しない米穀を返還することとし、契約の内容に適合しないものにより甲が受けた損害の賠償（当該米穀に係る買入代金相当額に、買入れから返還までの間の保管経費、管理経費、運送経費、荷役経費及びその他返還に要した経費を加えた額）を求めることができる。

（政府所有米穀の廃棄）

第 13 条 甲は、第 7 条の検収に合格し甲に所有権が移転した米穀の中に、第 2 条第 3 項第 1 号の米穀が含まれる疑いが生じた場合は、直ちに当該米穀の存在する地域を管轄する保健所へ通報するとともに、当該米穀について現品確認等の調査を行うものとし、その結果、当該米穀が同号の米穀に該当すると認められた場合は、当該米穀を廃棄するものとする。

- 2 前項の場合、乙は、甲の行う調査に協力するとともに、甲に対し同項により廃棄することとされた米穀の返還を求めないものとし、また、甲に対し当該米穀の廃棄の判断理由について説明を求めることができるものとする。
- 3 甲が第1項により米穀の廃棄を行った場合は、乙は甲からの請求に基づき、当該廃棄米穀に係る買入代金相当額に、買入れから廃棄までの間の保管経費、管理経費、運送経費、荷役経費、廃棄処分経費その他当該処分に要した経費を加えた額を支払うものとする。
- 4 前項に基づく経費（買入代金相当額を含む。）の請求は、甲が契約の内容に適合しないものを見つけた時から1年以内に乙に対してしなければ、その効力を有しないものとする。ただし、乙が、甲への米穀の引渡しの際に、当該米穀に第2条第3項第1号の米穀が含まれることを知っていた場合は、この限りではない。

（催告による契約の解除）

第14条 甲は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（催告によらない契約の解除等）

第14条の2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに本契約の解除をすることができる。

- (1) 本契約の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙が本契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 本契約の一部の履行が不能である場合又は乙が本契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約の履行をせず、甲が前条の催告をしても本契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 乙が本契約に関して虚偽の申込み若しくは報告又は不正行為をしたとき。
 - (7) 農産局長が乙の国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札参加資格を取り消したとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに本契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 本契約の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙が本契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 乙が本契約に関して虚偽の申込み若しくは報告又は不正行為をしたとき。

- (4) 農産局長が乙の国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札参加資格を取り消したとき。
- 3 本契約に基づく義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条又は前2項の規定による契約の全部又は一部の解除をすることができない。
- 4 前条又は第1項から第3項までの場合のほか、諸般の事情により、本契約に基づく義務の履行が困難と甲が認めた場合は、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。
- 5 第1項から前項に定める場合において、乙が損害を被ることがあっても、甲は、その責めを負わない。

(談合等の不正行為に係る契約の解除)

第15条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。以下同じ。）に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する犯罪の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号のいずれかに該当した場合は、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲が前条により契約の全部又は一部の解除をするか否かにかかわらず、別紙の契約単価に契約数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を違約金として歳入徴収官の発行する納入告知書の納付期限までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として、歳入徴収官の発行する納入告知書の納付期限までに、甲に支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、本契約の義務の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、本契約の解除をすることができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約の解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約の解除をすることができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 19 条 乙は、第 17 条各号及び前条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(違約金)

第 20 条 乙は、第 14 条、第 14 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 17 条又は第 18 条の規定に基づき、本契約の全部又は一部の解除をされた場合は、次項の場合を除き、別紙の契約単価に当該解除する部分の数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額を、歳入徴収官の発行する納入告知書により、甲に納付しなければならない。

2 乙は、第 14 条、第 14 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 17 条又は第 18 条の規定に基づき、本契約の全部又は一部の解除をすることとなったことにより、甲に引き渡す米穀の数量が、第 4 条に基づき算出された引渡数量の 5 パーセントを超えて不足する場合は、別紙の契約単価に当該解除する部分の数量を乗じて得た金額の 100 分の 30 に相当する金額を、歳入徴収官の発行する納入告知書により、甲に納付しなければならない。

3 乙は、第 14 条、第 14 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 17 条又は第 18 条の規定に基づき、本契約の全部又は一部の解除をすることとなったことにより、解除する部分の数量の累計が、第 4 条に基づき算出された引渡数量の 5 パーセントを超えた場合、別紙の契約単価に解除する部分の数量を乗じて得た金額の 100 分の 30 に相当する金額を歳入徴収官の発行する納入告知書により、甲に納付するものとし、それ以前の支払額が 100 分の 10 に相当する金額であった場合は、それ以前に解除した数量に 100 分の 20 を乗じた金額も併せて納付しなければならない。

(損害賠償)

第 21 条 前条に定めるもののほか、乙が、本契約に基づく業務の履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合であって、これにより甲に損害を及ぼしたときは、甲の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかつたことを立証した場合は、この限りではない。

2 前項の規定により損害を賠償しなければならない場合において、乙は、次のいずれかに該当するときは、本契約に基づく義務の履行に代わる損害を賠償しなければならない。

(1) 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき。

(2) 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本契約が解除され、又は本契約に基づく義務の不履行による本契約の解除権が発生したとき。

(第三者に及ぼした損害)

第 22 条 乙は、備蓄米の販売先である第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(不当介入に関する通報・報告)

第 23 条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（延滞金）

第 24 条 乙は、甲に納付すべき過受金、違約金又は損害賠償金（以下「元本」という。）について、歳入徴収官又は官署支出官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかったときは、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として甲に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、過受金の受領又は損害の発生について、乙に故意又は重大な過失がある場合は、甲に納付すべき過受金にあつては当該過受金の支払を受けた日から納付の日までの日数に応じ、損害賠償金にあつては損害発生の日から納付の日までの日数に応じ、民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として甲に納付しなければならない。

3 前 2 項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

4 歳入徴収官又は官署支出官は、乙が延滞金を納付する場合において、納付された金額が元本と延滞金の合計額に満たない場合は、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

5 歳入徴収官又は官署支出官は、前項によって生じた元本の未納額については、乙に対し納付書を発行するものとし、乙は、当該納付書の定めるところによって納付しなければならない。

（協力義務）

第 25 条 乙は、甲が必要があると認めて乙に対して業務の進捗状況の照会、迅速な検査又は報告の要請をしたときは、甲に協力するものとする。

（報告等）

第 26 条 甲は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 52 条第 1 項に基づく報告及び立入検査のほか、必要があると認めた場合は、乙に対し本契約の履行状況に関する報告を求め、又は帳簿類その他の書類の閲覧若しくは提出を求めることができるものとする。

2 乙は、甲から前項に基づく求めがあった場合は、これに誠実に応じるものとする。

（契約の変更）

第 27 条 諸般の事情により本契約の一部を変更する必要があると甲が認めた場合は、甲乙協議の上、本契約の一部を変更することができるものとする。

2 前項の規定により契約数量を変更した場合は、生産者又は集荷業者から、直接買入れた又は買入れの委託を受けた備蓄米の数量に応じ、第 4 条の規定に準じて、乙の引渡数量を算定する。

- 3 本契約の一部を変更することにより生じる費用については、乙が負担するものとする。
- 4 乙は、住所又は氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）等の変更があった場合は、契約変更届（様式2）を甲に提出するものとする。

（法令の補充適用）

第28条 本契約書及び仕様書に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

（紛争等についての協議）

第29条 本契約に関して甲乙間に生じた紛争又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠意ある協議を行い、その解決を図るものとする。

（合意管轄）

第30条 本契約に関する甲乙間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2部を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1部を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 ○○ ○○ 印

乙 (住 所) ○○○○
(名 称) ○○○○
(代表者) ○○○○ 印

買入対象米穀及び契約金額一覧

(相手方) ○○○○ 第○回 令和○年○月○日 ○内米買契第○号

種 類	産 年	産 地	契約単価 (円/60 キログラム)	契約数量 (トン)	備考
水稻うるち玄米					

(注1) 上記各欄には、落札結果の通知に記載された落札価格及び落札数量を記載すること。

(注2) 入札仕様書2の(1)のA区分米穀の場合において、買入対象米穀の引渡時の等級が2等であるときは落札価格から60キログラム当たり300円、3等であるときは落札価格から60キログラム当たり1,300円控除した額を契約単価とする。

(注3) 入札仕様書2の(2)のB区分米穀の場合は、落札価格から60キログラム当たり70円を控除した額を契約単価とする。

請求書
(軽減税率対象)

年 月 日

食料安定供給特別会計官署支出官
農林水産省農産局長 殿

(売渡人)
住所
名称
代表者役職
氏名
登録番号

¥ _____

上記買入代金を○内米買契第○号（現品領収証発行No.○）による備蓄米の政府売渡分として、下記の内容により請求します。

記

1 請求の内容

氏名又は名称	登録番号	金額（税抜き）		消費税 (8%)	請求金額
		(端数処理前)	(端数処理後)		

2 振込先

銀行名：
支店名：
預金種別：
口座番号：
(フリガナ)
口座名義人：

- 注1 振込口座は、事前に債主登録が必要となります。また、口座を変更する場合は、再度、債主登録が必要となります。
- 2 添付書類として、契約書（写2部）を添付するものとします。ただし、契約締結時において、契約書の電子ファイルの提出があった場合は、添付の必要はありません。
- 3 適格請求書発行事業者は、登録番号を記載してください。
- 4 請求書は、一つの現品領収証に対し、一括して請求してください。

契 約 変 更 届

年 月 日

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

競争参加資格者番号
所在地（住所）
名 称
代表者役職
氏 名

貴殿との間で締結した令和〇年産備蓄米政府買入契約に関し、次のとおり変更があったので届出をします。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日